

入院時の食事代の変更について（入院時食事療養費）

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担額が下記の通り変更となります。

（医療保険に加入している方が入院された時、食事1食につき標準負担額を自己負担としていただきます。事前にマイナンバーカード、オンライン資格確認システムで、患者本人が同意し適用区分がシステムで確認できれば標準負担額が下表のとおり減額されます。）

記

【食事負担額（1食あたり）】

区分	入院日数	標準負担額（1食）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
住民税課税世帯の方	入院日数にかかわらず	490円	510円
住民税非課税世帯の方 （低所得者Ⅱ、限度額区分オ）	申請月以前12ヶ月以内で 90日までの入院日数	230円	240円
	申請月以前12ヶ月以内で90日 を超える入院日数 【長期該当】 （この減額の適用を受ける ためには、保険者への申請 が必要です。）（注1）	180円	190円
住民税非課税世帯の方で所得が 一定基準に満たない70歳以上の 方（低所得Ⅰ）	入院日数にかかわらず	110円	110円

（注1）住民税非課税世帯の方で、申請月12ヶ月以内に90日を超える入院をされた方は、「長期該当」の申請をし、窓口提出しないと180円（令和7年4月1日以降は190円）の減額適用はうけません。

※詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者までお問い合わせ下さい。